

新發意ノ座スルニコソ有レ、疾ク逃ゲヨ己等ト云テ、船ヲ漕次テ逃ニケリ、海賊ノ船ハ疾ク構タル船ナレバ、鳥ノ飛ガ如クシテ去ヌ、其ノ時ニ講師従者共ニ此ヲ見ヨ、己等現ニ我レヤ海賊ニ物被取タルト云テ、平カニ物共京ニ持上テ、亦其國ノ講師ニ更ニ成テ下ケル度ニハ、可然キ人ノ下ケルニ付テ、筑紫ニ下テ道ノ事共ヲ人ニ語ケレバ、極キ盜人ノ老法師也ヤトゾ聞ク人讚メケル、伊佐ノ新發意ト名乗ラムト思ヒ寄ケル心ハ、現ニ伊佐ノ新發意ニモ増リタリケル奴也カシト云テゾ人咲ヒケル、此ノ講師ハ物云ヒ可咲キ奴ニテゾ有ケレバ、然モ云ケル也トナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔古今著聞集偷盜〕又筆策師用光南海道に發向の時、海賊にあひけり、用光を既にころさんとする時、海賊に向ていはく、我久敷筆策をもて朝につかへ世にゆるされたり、今いふがひなく賊徒のため、に害されんとす、是宿業の玄からしむる也、玄ばらくの命得させよ、一曲の雅聲をふかんといへば、海賊ぬける太刀をおさへてふかせけり、用光最後のつとめと思て、泣々臨調子吹にけり、其時なさけなき群賊も、感涙をたれて、用光をゆるしてけり、剩淡路の南流と迄をくりておろしおきけり、諸道に長ぬるは、かくのごとくの徳を必あらはする事也、當代なを玄かある事共多かり、

正上座といふ弓の上手わか、りける時、參河の國より熊野へわたりけるに、伊勢國いらごのわたりにて、海賊にあひにけり、惡徒等が舟すでに近付て、御米まいらせよといひけるを、正上座人を出していはせけるは、是は熊野へ參る御米也、賊徒等のぞみ有べからず、惡徒等かく云を聞て、熊野の御米と見ればこそ、左右なくはと、めね、しからずばかくまで詞にていひてんやといふ、上座その時腹巻きてひきめ一、じんどろ一をとりぐして、たてつかせて船のへにす、み出て惡徒等が望み申事いかにも叶ふべからず、止めよかしといふを、海賊一人